



## 国民年金免除制度



### 保険料免除制度・一部納付（免除）制度、若年者（30歳未満）納付猶予制度

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

学生及び任意加入被保険者の方は、対象外です。

学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

保険料の免除制度には、退職（失業）による特例があります。

### 一部納付（一部免除）制度

申請により保険料の一部を納付、残りの保険料は免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（保険料額 3,760円） 年金額 5 / 8 平成21年3月分までは1 / 2
- 2分の1納付（保険料額 7,510円） 年金額 6 / 8 平成21年3月分までは2 / 3
- 4分の3納付（保険料額 11,270円） 年金額 7 / 8 平成21年3月分までは5 / 6

一部納付（一部免除）の所得基準  
前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 4分の1納付 | 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等  |
| 2分の1納付 | 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 |
| 4分の3納付 | 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 |

一部納付（一部免除）の世帯構成別の所得基準の「めやす」

| 世帯構成                 | 全額免除  | 一部納付     |          |          |
|----------------------|-------|----------|----------|----------|
|                      |       | 1 / 4 納付 | 1 / 2 納付 | 3 / 4 納付 |
| 4人世帯<br>(ご夫婦、お子さん2人) | 162万円 | 230万円    | 282万円    | 335万円    |
| 2人世帯<br>(ご夫婦のみ)      | 92万円  | 142万円    | 195万円    | 247万円    |
| 単身世帯                 | 57万円  | 93万円     | 141万円    | 189万円    |

申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

(注) 一部納付（一部免除）制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 全額免除制度

申請により保険料の全額(15,020円)が免除

平成21年4月分から保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

全額免除の所得基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

例：単身世帯の場合57万円まで

申請者ご本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

さらに、30歳未満の方には、「若年者納付猶予制度」があります。

## 若年者納付猶予制度

申請により保険料の納付が猶予

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができません。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳台)の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

### Point1

#### 本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です(申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります)。

所得基準は、全額免除と同じです。

(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

### Point2

#### 障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

万一障害を負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

### Point3

#### 猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、下記の保険料の追納(後払い)をご利用ください。

詳しい手続き(申請)については、次ページをご覧ください。